



# 9月の相談

## 教育相談

**【いなみっ子悩み相談】**  
**▶とき** 月～金曜日 8:30～17:15  
**▶担当** 教育課指導主事  
**▶内容** いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など  
**▶方法** 電話、面談  
 教育課教育係  
 ☎492-9149

## 青少年の教育相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～16:30  
**▶ところ** 安全安心まちづくり室(役場本館2階)  
**▶内容** 青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など(家庭内暴力・薬物乱用など)高校生も相談できます。  
**▶方法** 面談、電話  
 ☎0120-96-9695

## 障がい者なんでも相談

**▶とき** 精神障がい・こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00  
 知的障がい・発達障がいに関する相談 金曜日 10:00～12:00  
**▶ところ** 稲美町障がい者基幹相談支援センター(障害者ふれあいセンター2階)  
**▶対象** ①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人  
 ②障がい者の家族または介護者等  
 ③障がいや福祉について相談を希望する人  
**▶内容** 専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言(要予約)  
**▶申込** 稲美町障がい者基幹相談支援センター  
 ☎492-9167(障がい者なんでも相談専用)

## 身体障がい者の相談

**▶とき** 9月17日(金)10:00～12:00  
**▶ところ** 障害者ふれあいセンター  
**▶対象** 障害者手帳を持っている人や、病気・事故などで生活に支障が出て困っている人  
**▶問合せ先** 稲美町障がい者基幹相談支援センター  
 ☎492-5577

## 高齢者総合相談

**▶とき** 月～金曜日(8:30～17:15)  
**▶ところ** 地域包括支援センター(いきがい創造センター1階)  
**▶問合せ先** 健康福祉課地域包括係(地域包括支援センター)  
 ☎492-9150

## 若者の就労相談

**▶対象** 15歳から49歳までの就労を希望される人、その保護者  
**▶とき** 月～土曜日(祝日除く) 9:00～17:00  
**▶ところ** あかし若者サポートステーション  
 ☎078-915-0677  
 サテライト播磨(加古川)  
 ☎079-423-2355

## 母子家庭等相談

**▶とき** 9月17日(金)10:00～15:00  
**▶ところ** こども課児童福祉係  
**▶相談員** 兵庫県母子父子自立支援員  
**▶内容** 母子家庭等の人が抱える悩みや離婚に関する相談にも応じます。(前日までに要予約)  
**▶問合せ先** こども課児童福祉係  
 ☎492-9155

## 法律相談

**▶とき** 9月30日(木)13:30～  
**▶ところ** コミュニティセンター  
**▶内容** 弁護士による法律全般  
**▶申込** 相談日の前日8:30から先着9人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません(相談時間は1人20分)。  
**▶問合せ先** 企画課 ☎492-9130  
 ※受付開始後すぐは、電話がつながりにくい場合があります。

## 行政相談

**▶とき** 9月30日(木)13:30～15:00  
**▶ところ** コミュニティセンター  
**▶内容** 国・県・町などへの苦情や意見・要望など  
**▶方法** 面談 直接会場へ  
**▶問合せ先** 企画課 ☎492-9130

## 消費生活相談員による相談

**▶とき** 月曜日、水曜日、金曜日 ※月曜日が休みのときは火曜日(9:00～12:00、13:00～16:00)  
**▶内容** 消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談  
**▶方法** 面談または電話  
 稲美町消費生活センター  
 ☎492-9151  
**▶問合せ先** 危機管理課 ☎492-9168

## 人権相談

**▶とき** 9月21日(火)13:30～15:30  
**▶ところ** 総合福祉会館  
**▶内容** 人権擁護委員による人権問題の相談  
**▶申込・問合せ先** 西部隣保館 ☎492-3119

## 神戸地方方法務局加古川支局人権相談

**▶とき** 月～金曜日 8:30～17:15(祝日は除く)  
**▶ところ** 神戸地方方法務局加古川支局人権相談室  
 ☎0570-003-110  
 (全国共通人権相談ダイヤル)

## 暮らしの法律相談

**▶とき・ところ** 司法書士相談  
 原則第1木曜日 総合福祉会館  
 原則第3木曜日 母里福祉会館  
 それぞれ13:30～15:00(予約不要、14:30までにお越しください)  
 弁護士相談  
 原則第2木曜日  
 障害者ふれあいセンター  
 13:00～15:00(要予約、先着4人)

**▶申込** 稲美町社会福祉協議会  
 ☎492-8668

## 認知症相談・介護相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～17:00(要予約)  
**▶方法** 電話、面談、訪問  
**▶申込・問合せ先** 稲美町社会福祉協議会  
 居宅介護支援事業所こぶし  
 ☎492-8779

## 税理士による無料税務相談

**▶とき** 9月7日、14日、21日、28日  
 いずれも火曜日 13:30～16:30  
 ※予約が必要です  
**▶ところ** 加古川税理士会館  
**▶問合せ先** 近畿税理士会加古川支部  
 ☎421-1144

## 兵庫県弁護士会による高齢者・障がい者の権利擁護なんでも110番

**▶とき** 毎月第3火曜日 13:00～16:00  
**▶内容** 弁護士・社会福祉士などによる無料相談  
**▶方法** 電話またはFAX  
 ☎078-362-0074  
 FAX 078-362-0084



# 今月の納税など

- 国民健康保険税 第3期分 9月30日(木)まで
- 後期高齢者医療保険料 第3期分 9月30日(木)まで
- 介護保険料 第3期分 9月30日(木)まで

# 振り込みます

今月の振り込みはありません。



# 9月の粗大ごみ収集

9月2日(木)	相の山・百丁場連合・大池・第五昭和苑
9月9日(木)	印東・印西・川北
9月16日(木)	出新田・十七丁
9月23日(木・祝)	六分一・六分一山
9月30日(木)	国安・国北・国安東
10月7日(木)	国岡

生活環境課からのお願い  
 ◎6～9月のごみ収集はサマータイムです。朝7時までに出してください。  
 ◎可燃ごみは、ごみ袋に入れて出してください。  
 ◎生ごみは十分に水切りをしてください。

# 交通事故の状況 (6月末日現在)

人身事故	傷者	死者	物損事故
567件	641人	4人	3,826件
+28件	+25人	+2人	+253件

区分	人身事故(件)	傷者(人)	死者(人)
稲美町	53 +2	60 -1	3 +3
播磨町	43 -12	50 -9	0 ±0
加古川市	471 +38	531 +35	1 -1

# 6月の町内犯罪発生件数 12件(前月比-3)

※月末の暫定値です

	自 転 車 盗	器 物 破 損
	1	4
	自動販売機ねらい	そ の 他
	1	5
	暴 行	1

令和3年 犯罪累計 68件

# 9月の日曜窓口サービス

**開設日時** 毎週日曜日 9:00～12:00  
**開設場所** 役場新館1階 住民課窓口  
**取扱業務**  
**住民課業務**  
 ・住民票・戸籍・附票謄抄本(現在戸籍のみ)などの発行  
 ・印鑑登録申請・証明書発行  
**税務課業務**  
 ・所得課税・納税等証明書の発行  
 ・各種町税の納付・納税相談  
 ※日曜窓口では上記の業務以外は対応できませんので、不明な点は事前に担当課までお問い合わせください。  
 ※本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。  
**【日曜窓口に関する問合先(平日8:30～17:15)】**  
 住民課 ☎492-9134 税務課 ☎492-9132

# BAN-BAN テレビ11ch

東播磨のニュースや行政情報をお届けする5分番組です。  
**9月の「東播フォーカス」**  
 ●9月1日～9月15日  
 梅谷七右衛門清政とゆかりの文化財(播磨町)  
 ●9月16日～9月30日  
 じょうとんバスがもっと便利になります!(高砂市)  
 ※タイトルは変更になる場合があります。  
**放送時間** 月～金 10:25/22:25  
 土・日 6:25/22:25

# BAN-BAN ラジオ FM86.9MHz

町のイベント情報などのインフォメーションを発信中。  
**タウンインフォメーション 放送時間**  
 毎週火曜日 9:30/17:30

# 犬・猫の死体を引き取ります

**▶ところ** 稲美町清掃センター ☎495-0035  
**▶とき** 9:00～15:00(12:00～13:00を除く・日曜日は休み)  
**▶料 金** 1体当たり 5,000円  
 ・大型犬は引き取りできない場合があります。  
 ・登録された犬の死体の引き取りは、鑑札・注射済票をお持ちになって、登録抹消の手続きをしてください。  
 ・その場で納付書を発行しますので、町の公金取扱店で納付してください。  
 ・受付は14:30までに完了するようにしてください。

# 犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼い始めた場合、狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬は必ず登録を行い、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。かかりつけまたは最寄りの動物病院などで注射の説明を受けてから接種してください。狂犬病予防のため、ご理解とご協力をお願いします。  
**【問合せ先】** 生活環境課 ☎492-9140